

# 国民健康保険 (国保)のお知らせ



申し込み・問い合わせ先／市役所保険医療課国保年金係 TEL.76-8151

## 本年度の納税通知書を発送

納税通知書を7月3日(月)に世帯主宛てに郵送します。税額は、前年中の所得や加入者の人数などを基に算定しています。

## 国保税の決め方

その年に予測される医療費などから、国・県などの補助金と皆さんが医療機関の窓口で支払う一部負担金を除いた分が、国保税の総額となります。

$$\text{国保税} = \text{予測される医療費など} - \text{国・県などの補助金} - \text{一部負担金}$$

### 国保税の内訳(①+②+③=1年間の税額)

- ①所得割／加入者の前年中の所得に応じて計算
- ②均等割／加入者の人数に応じて計算
- ③平等割／1世帯当たりの定額

## 納税義務者は世帯主

国保税は世帯ごとに課税されます。そのため、世帯主が国保に加入してなくても、家族の誰かが加入していれば、納税義務者は世帯主です。この場合の国保税の所得割額は、国保加入者だけの所得から算出します。なお、世帯主が国保に加入していない世帯は、世帯主(納税義務者)を同じ世帯の国保加入者に変更できる場合があります(保険税の滞納がなく、住民票上の世帯主が承諾した場合に限る)ので、ご相談ください。

## 国保税の税率など

本年度の国保税の税率などは次のとおりです。

区分	所得割率※1	均等割額 (被保険者1人につき)	平等割額 (1世帯につき)	限度額
医療保険分	5.8%	26,400円	24,600円	540,000円
後期高齢者支援金分※2	1.5%	7,300円	6,300円	190,000円
介護保険分※3	1.6%	9,600円	6,600円	160,000円

※1 所得割率に乗ずる基準総所得金額は、平成28年中の総所得金額+山林所得金額-基礎控除額(33万円)  
(土地・建物の譲渡所得なども、国保税の算定所得に含む)

※2 後期高齢者医療制度を支援するもので、74歳以下の加入者で負担

※3 40~64歳の介護保険第2号被保険者に該当するかたで負担

## 国保税を滞納すると

納付相談の機会を増やすために、通常の保険証より有効期限の短い「短期保険証」を交付することがあります。

また、災害など特別の事情がなく国保税を1年以上滞納すると、保険証に代えて「資格証明書」を交付することがあります。資格証明書で医療機関を受診するときは、医療費をいったん全額自己負担していただきます。このほかにも、保険給付の差し止めや財産の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があります。なお、やむを得ない理由で国保税を納めることが困難な場合は、申請により減免を受けられる場合がありますので、納期限の1週間前までに相談してください。

### 弁護士による多重債務無料相談会

とき 9月6日(水)

午前9時～正午、午後1時～4時30分

ところ 市役所 201会議室

対象者 国保税を滞納しているかた **定員** 先着13人

申し込み方法 前日までに電話か直接

## 異動届は14日以内に

国保に加入するとき、転出するとき、職場の健康保険に加入したときなどは、異動のあった日から14日以内に届け出てください。

加入の届け出が遅れると、国保税をさかのぼって納めていただくほか、その間にかかった医療費が全額自己負担となります。また、脱退の届け出が遅れ、その間に国保の保険証を使った場合は、後から医療費を返還していただきますので、注意してください。

## 非自発的失業者のかたの国保税の軽減

会社の都合などで失業したかたは、国保税が軽減される場合があります。申告が必要ですので、詳細はお問い合わせください。

## 医療費を大切に

医療費の増加は、国保税引き上げの大きな要因になります。日頃から体調管理に気を付け、上手な受診を心掛けましょう。受診する際には、次の点に留意しましょう。

- ① かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう。
- ② 時間外・休日受診はなるべく避けましょう。
- ③ 「お薬手帳」を利用し、薬のもらい過ぎに注意しましょう。
- ④ 定期的に健康診断を受け、病気の予防、早期発見、早期治療を心掛けましょう。
- ⑤ 「ジェネリック医薬品」を利用しましょう。



## 年金からの特別徴収(天引き)

65～74歳で国保に加入している世帯主のかた(国保加入者でないかたを除く)のうち、次の全てに該当する場合は、原則、年金からの特別徴収により保険税を納めていただきます。

ただし、申し出により口座振替による納付に変更することもできます。

▼世帯の国保加入者全員が65～74歳

▼対象となる年金の年額が18万円以上あり、国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下

※世帯主が75歳に到達する年度は、普通徴収(口座振替か納付書払い)となります。

## 低所得世帯の国保税の軽減

国保加入世帯の合計所得(国保に加入していない世帯主分も含む)が一定基準以下の場合、国保税が軽減されます。軽減を受けるためには所得の申告が必要ですので、所得がない場合でも市民税申告などを行ってください。

## 国保税・一部負担金の減免など

災害、事業の休廃業、失業、療養などにより著しく生活が困難となったとき、国保税の減免や病院の窓口での支払いの猶予、減免を受けられる制度があります。

ただし、所得や収入状況により該当しない場合もありますので、事前に相談してください。